共　済　組　合　公　報　　第５４７号
長野市権堂町２２０１番地
長野県市町村職員共済組合
電話０２６（２１７）５６００

目　　次

○　組合役員の就職について……　1
○　学識経験を有する者から選挙する監事の当選について……　2
○　長野県市町村職員共済組合運営規則の一部変更について……　2

公告第21号

組合役員の就職について

令和４年12月８日招集の第175回組合会において、地方公務員等共済組合法第13条第６項及び第７項の規定（学識経験を有する監事を除く。）並びに長野県市町村職員共済組合定款第28条の規定（学識経験を有する監事を除く。）により選挙された役員は、次のとおりであるので公告する。

令和４年12月８日

長野県市町村職員共済組合
理事長　　金　子　ゆかり

役職名	氏名	所属所職名
理事長	金　子　ゆかり	諏　訪　市　長
理事（理事長職務代理者）	藤　巻　　進	軽井沢町長
理事	小　泉　俊　博	小　諸　市　長
〃	下　平　喜　隆	豊　丘　村　長
〃	吉　池　靖　明	上田市職員
〃	西　澤　正　樹	千曲市職員
〃	高　柳　康　広	中川村職員
〃	木　下　雄　貴	大鹿村職員
監事	小田切　康　彦	宮　田　村　長
〃	一ノ瀬　幸　治	松本市職員

任期は、令和４年12月８日から令和６年11月30日までとする。

公告第 22 号

学識経験を有する者から選挙する監事の当選について

令和４年 12 月８日招集の第 175 回組合会において、地方公務員等共済組合法第 13 条第７項の規定及び長野県市町村職員共済組合定款第 28 条第８項の規定により、学識経験を有する監事の選挙を執行した結果、次の者が当選したので公告する。

令和４年 12 月８日

長野県市町村職員共済組合
理事長　　金　子　ゆかり

学識経験を有する者から選挙された監事
横　内　裕　治
任期は、令和４年 12 月 10 日から２年間とする。

公告第 23 号

長野県市町村職員共済組合運営規則の一部変更について

長野県市町村職員共済組合運営規則の一部を次のとおり変更することについては、令和４年 12 月８日招集の第 175 回組合会において議決されたので公告する。

令和４年 12 月８日

長野県市町村職員共済組合
理事長　　金　子　ゆかり

長野県市町村職員共済組合運営規則の一部変更について

長野県市町村職員共済組合運営規則（昭和 37 年公告第４号）の一部を次のように変更する。

第 17 条の５の見出しを「(施行令第２条第１項第６号及び第７号に掲げる者の報酬等)」に改め、同条中「施行令第２条第５号」を「施行令第２条第１項第６号及び第７号」に改め、「を除いたもの」の次に「とし、同法第 203 条の２第３項の規定により職務を行

うために要する費用の弁償を受けるもの（同法第204条第２項に規定する通勤手当に相当するものに限る。）を加えたもの」を加え、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　施行令第２条第１項第６号及び第７号に掲げる者に係る施行令第５条の２第２項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方自治法第203条第４項に規定する期末手当及び同法第203条の２第１項に規定する報酬のうち、同法第204条第２項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する報酬並びに３月を超える期間ごとに支給される報酬とする。

附　則

この変更は、公告の日から施行し、令和４年10月１日から適用する。